

2026年度働く上で必要な日本語研修事業に係る質問及び回答

| | 質 問 | 回 答 |
|---|--|---|
| 1 | 募集要領「6応募方法等」(2)ア 提出書類について 過去5年間に実施した同種事業の実績等がわかるもの、とは契約書であれば、1枚目の写しで足りるか。 | 契約書の1枚目において、「事業名」、「契約者名」、「日付」等が確認できるのであれば、1枚目の写しをご提出いただければ結構です。 |
| 2 | 再委託を予定する場合、チラシの作成といった内容であっても、企画提案書の実施体制に明示する必要があるか。 | <p>本事業全体を一括して再委託することは認められませんが、受託事業者の管理のもと、例えば、「カリキュラムの作成」、「講師」、「チラシ作成」など、部分的に外部に依頼して行うものは一括再委託には当たりません。</p> <p>再委託を予定している場合は、企画提案書の実施体制に、再委託する予定の業務と再委託先を明記していただきたいですが、この事業の根幹となる部分（カリキュラムの作成、日本語研修の実施）の再委託ではなく、軽微な部分（チラシ作成等）の再委託についてはこの限りではありません。</p> <p>ただし、軽微な部分の再委託であり、実施体制に明記しない場合も、経費については、予定している実施方法（再委託）により積算をお願いします。</p> |
| 3 | 広報等は企業に対して行うとあるが、県が保有する外国人が働く企業のリスト等は提供されるか。 | <p>県は外国人が働く企業リストを保有していないため、提供しません。</p> <p>ただし、県が別に運営を委託している「あいち外国人材受入サポートセンター」において関わりのあった企業に対し、県を介して周知することは可能であるため、事業開始後、そうした調整をさせていただきます。</p> |